■ 第７期障がい福祉計画　成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

資料１－１

| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案） |
| --- | --- | --- |
| ­福祉施設の入所者の地域生活への移行福祉施設の入所者の地域生活への移行福祉施設の入所者の地域生活への移行福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 地域生活移行者数 | ＜目標＞令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞　国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末時点で令和４年度末の施設入所者の6％以上が地域生活へ移行することを基本として、各市町村において目標設定すること。目標値の設定について　次期計画の国基準は、直近の実績から推計した地域移行率４．１％に計画期間中の体制整備等の取組みとして、１．９％を上乗せして成果目標を６％以上と設定している。　大阪府では、直近の実績から地域移行者数を推計した場合、第７期障害福祉計画中の地域移行者数は４３８人、地域移行率は９．４％となるが、地域移行者数には、日中活動を主に自立訓練を利用している者が多く含まれており、自立訓練を除くと地域移行者数の見込みは１７１人、地域移行率は３．８％となる。これまで成果目標の設定にあたり、入所期間が有期限の自立訓練とそれ以外の施設を考慮していなかったが、日中活動を主に生活介護を利用している重度障がい者の地域移行が鈍化している状況を鑑み、次期計画ではこれに着目し、成果目標を設定することとした。　具体的には、自立訓練を除く地域移行率の３．８％に国基準と同様に計画期間中の体制整備として、大阪府障がい者自立支援協議会から提言を踏まえた取組みを加味し、２．２％を上乗せして６％以上と設定した。　今後、地域移行者数の成果目標については、自立訓練とそれ以外の施設からの地域移行者数をそれぞれ示し、進行管理（ＰＤＣＡ）を行っていく。　各市町村においては、施設入所者の状況把握に努めるとともに、地域移行にかかる課題に対して必要な取組みを進めること。 |
| ＜考え方＞令和元年度末から令和３年度末の地域生活移行者の水準を踏まえ、令和４年度末の施設入所者と比較した令和８年度末時点での割合を設定。令和５年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。 |
| 施設入所者の削減数 | ＜目標＞令和８年度末時点で、令和４年度末時点の施設入所者数を５％以上削減することを基本とする。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞　国基準と異なる目標設定であるが、障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実やグループホーム等のサービス提供基盤の拡充等に加えて、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、令和８年度末時点で令和４年度末の施設入所者数の1.7％以上削減することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。目標値の設定について　次期計画の国基準では、直近の施設入所者数の削減を踏まえ、第６期障害福祉計画の最終年の令和５年度末までの削減率２．５％に計画期間中の地域移行の取組みと老朽化等による施設の改築時に定員を見直しに合わせて、グループホームやショートステイの整備を推進していくことを踏まえ、成果目標を５％以上と設定している。　大阪府では、直近の実績から施設入所者の削減数を推計した場合、第７期障害福祉計画中の削減数は１６５人、削減率は３．６％となるが、大阪府障がい者自立支援協議会からの提言をもとに、今後、障がい者支援施設が、「集中支援機能」、「緊急時生活支援機能」を担い、障がい者やその家族等の地域生活の継続のための役割を果たしていくことを踏まえると、有期限等の施設利用も含め、一定の施設入所サービスの利用が見込まれる。　このため、今後一定の入所枠として、各施設１名の８６人分を確保していくことを目指し、次期計画中の削減数を７９人、削減率を１．７％と設定した。　各市町村においては、基幹相談支援センターをはじめ、相談支援機関や障がい者支援施設等と連携し、施設入所者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続や地域移行を前提とした施設入所支援の利用の働きかけや必要な支援を自立支援協議会等において検討するなど、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めること。 |
| ＜考え方＞令和元年度から令和３年度の施設入所者数削減の状況を踏まえ、令和４年度末の施設入所者数と比較した令和８年度末時点での割合を設定。令和５年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。 |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | ＜目標＞令和８年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする。目標値の設定について　国が算出した値（令和3年度「良質かつ適切な精神医療の提供の指標に関する研究」）からの報告NDBデータ）では、平成30年度の大阪府の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は325.1日であることから、国の目標設定に準じることとした。 |
| ＜考え方＞地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、１年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから当該整備状況を評価する指標として目標値を設定する。　平成30年度に、上位10％の都道府県が達成している精神病床からの退院者退院後１年以内の地域における平均生活日数を成果目標とする。 |
| 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） | ＜目標＞令和８年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞　国基準と異なる目標設定であるが、令和８年６月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定すること。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。目標値の設定について　大阪府においては、従前より積極的に退院促進を図ってきた結果、現状では様々な理由により簡単には退院することが難しい方が多く残られている状況となっている。また、新型コロナ感染拡大の影響を受け、令和元年から令和３年の長期入院患者の減少率が停滞しており、大阪府は国基準通り政策効果による減少を大きく想定することが困難な状況である。そこで、1年以上の長期入院患者数の減少率に着目し、目標値を設定することとした。新型コロナ感染症拡大の影響を受けた令和２年度より以前の５年間の長期入院患者の減少率（平成27年　9,906人→令和元年　9,113人　減少率の年平均2.0%。）を用いて、令和３年の実績から令和５年の長期入院患者数を8,704人と想定。さらに、令和５年想定値から令和８年の長期入院患者数を8,193人と算出した。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設定しないこととした。 |
| ＜考え方＞地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） | ＜目標＞令和８年度における入院後3か月時点の退院率を68.9％以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5％以上、入院後1年時点の退院率を91.0％以上とすることを基本とする。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度の精神病床における退院率を3ヶ月時点68.9％以上、6ヶ月時点84.5％以上、12ヶ月時点91.0％以上とする。目標値の設定について国が算出した値（令和3年度「良質かつ適切な精神医療の提供の指標に関する研究」からの報告NDBデータ）では、平成30年度大阪府の精神病床における退院率は3ヶ月時点65.3％、6ヶ月時点82.3％、12ヶ月時点89.3％であるため、国の目標設定に準じることとした。 |
| ＜考え方＞地域における保健、医療、福祉の連携体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を設定する。平成30年度に、上位10％の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 地域生活支援の充実 | ＜目標＞令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。目標値の設定について未整備の市町村については、第6期障がい福祉計画期間中（令和５年度末まで）に整備することとし、拠点等の整備後は、コーディネーターや拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置や支援ネットワークによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、その機能強化を図っていく。また、支援困難事例等のノウハウ蓄積・活用を行いながら、ＰＤＣＡサイクルの視点で機能の改善を図っていく。　なお、府として市町村の検証、検討状況をとりまとめ、市町村担当者会議等で情報の共有を行う。 |
| ＜考え方＞障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進めることが必要。また、コーディネーターや地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、その機能強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要であることから目標を設定。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 地域生活支援の充実 | ＜目標＞令和８年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施　　・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和４年３月）を参考とした取組を実施目標値の設定について強度行動障がい者は、その特性に適した環境調整や適切な支援が行われない場合には、行動上の課題が悪化するという実情を踏まえ、より早期の段階から適切な支援を継続的に提供する支援体制の整備を図る。 |
| ＜考え方＞強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから目標を設定。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 福祉施設から一般就労への移行等福祉施設から一般就労への移行等 | 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について | ＜目標＞令和８年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和３年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和８年度中に令和３年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。【新規】 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞国の基本指針を踏まえ、令和８年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和３年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援Ａ型1.29倍以上、就労継続支援Ｂ型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を６割以上とする。目標値の設定について国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。○ 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数・就労移行支援等　　　　 令和３年度実績：2,454人　令和８年度目標値（1.28倍）:3,142人　《内訳》・就労移行支援　　　令和３年度実績：1,682人　令和８年度目標値（1.31倍）：2,204人　　　　 ・就労継続支援Ａ型　令和３年度実績：　440人　令和８年度目標値（1.29倍）：　568人　　　　 ・就労継続支援Ｂ型　令和３年度実績：　271人　令和８年度目標値（1.28倍）：　347人府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合　令和３年度実績：5.7割　　令和８年度目標：６割 |
| ＜考え方＞「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援Ａ型及びＢ型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げる。令和５年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。 |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 福祉施設から一般就労への移行等福祉施設から一般就労への移行等 | 一般就労後の定着支援に関する目標について | ＜目標＞就労定着支援事業の利用者数については、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。【新規】就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の1.41倍以上とする。就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とする。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。（全市町村に設置）目標値の設定について国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。○ 就労定着支援事業の利用者数令和３年度実績：1,263人（※）　令和８年度目標（1.41倍）：1,781人○ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合　 令和３年度実績：１割４分（※）　令和８年度目標：２割５分※国保連データ（令和４年３月）より府の現状を踏まえ、次のとおり設定する。府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。 |
| ＜考え方＞就労定着支援事業の利用者数に関する目標については、現在の利用状況のほか、就労移行支援事業等から一般就労への移行を推進していることを踏まえ、その利用者数の増加を目標として設定。障害者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により必要な取組・支援が行われることが重要である。このため、就労定着率に関する目標については、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率を参考として目標を設定。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期大阪府障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方 |
| 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額 | ＜目標＞国の基本指針には記載なし。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞　大阪府の工賃の令和８年度の目標の設定については、令和３年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和３年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力すること。 |
| ＜考え方＞都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障がい福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方 |
| 相談支援体制の充実・強化等相談支援体制の充実強化等 | 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について | ＜目標＞令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。また、令和８年度末までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。目標値の設定について障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組に対し支援を行う。 |
| ＜考え方＞基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待される。また、協議会については、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っているという観点から目標を設定。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標の考え方 |
| 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標について | ＜目標＞令和８年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。（令和８年度末までに）・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。 |
| ＜考え方＞利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、第６期計画の指針において設定された指標については、都道府県等による更なる取組みを促していくことが必要であり、引き続き、既存の成果目標を設定。 |